

令和2年6月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	濱	村	大				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井			直
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号並びに請願第2号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

寺井強議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号並びに請願第2号(委員長報告、質疑、討論、採決)

寺井強議長 次に、町長提出 報告第3号ないし第13号及び議案第39号ないし第46号並

びに請願第 2 号を一括して議題とします。以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

寺井強議長 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で本委員会に付託されました報告 3 件、議案 3 件について、6 月 11 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

まず、報告第 9 号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置や所有者不明土地等の把握に係る措置などが講じられたことから、所要の改正を行ったものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。委員からは、所有者不明土地等について相続人が判明した場合の取り扱い等の質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、報告第 10 号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、報告第 11 号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地方再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例期間が延長されたこと及び引用する条項にずれが生じたことから所要の改正を行ったものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第 41 号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事する職員に対する手当に特例措置が講じられたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、支給対象人数や手当要件について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 42 号 志賀町税条例の一部を改正する条例について及び議案第

43号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症防止対策が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るためのものであり、議案第42号については、徴収猶予の特例や中小事業者等に対する固定資産税の軽減制度などの特例措置が講じられたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、議案第43号については、中小事業者等に対する都市計画税の軽減措置が講じられたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、両案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で付託されました報告2件、議案3件、請願1件について、6月12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

初めに、報告第12号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、軽減判定所得基準額の見直し及び長期譲渡所得に係る課税の特例が規定されたことから、所要の改正を行ったものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。委員からは、低未利用土地の確認方法等の質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、報告第13号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、消費税率引き上げによる低所得者への保険料軽減の強化が行われたことから、所要の改正を行ったものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第44号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者が保護者の希望に基づき、子どもが満3歳に達しても、引き続き必要な教育・保育が提供される措置を講じているときは、連携施設の確保が不要となる規定の追加されたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 45 号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国の要請に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われ、労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給する規定を新たに追加するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、費用や財源の確認等の質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 46 号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、傷病手当金の支給が規定されたことに伴い、町が行う事務規定に当該申請書の受付事務を追加するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、請願第 2 号 石川県における精神障害者の医療費助成については、紹介議員及び参考人として請願者から願意の説明を受け、審査した結果、全会一致をもって、採択すべきものと決しました。委員からは、本町における対象人数の質問などがあり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文予算決算常任委員会委員長 議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された専決処分に係る令和元年度各会計の補正予算にかかる報告 6 件、令和 2 年度各会計の補正予算にかかる議案 2 件につきまして、去る 10 日に委員会を開催し、町執行部や関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過につきましては、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査したところであります。

まず、報告第 3 号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第 6 号）につつまし

ては、年度末の決算見込みにより、町税の増額及び地方譲与税、各種交付金、特別交付税など交付額の確定や、各事業の実績見込みに伴う減額を主とした所要額のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

報告第4号から報告第8号の各特別会計については、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、補正を行ったもので、議案第39号 令和2年度志賀町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金、公共施設等整備基金繰入金の増額を主として、歳出では、国の内示に伴う旧学校施設解体事業や公立学校情報機器整備事業の追加をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等事業継続緊急支援事業の増額や、避難所等感染防止対策事業の追加、今後の感染症拡大に備えるための予備費の増額などを主として、所要額を補正するものであります。

議案第40号 令和2年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来及びPCR検査の隔離施設として使用するための医療用仮設テントを購入するにあたり、所要額を補正するものであります。

その結果、全ての報告案件及び議案につきましては、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

寺井強議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第3号 専決処分の承認について(令和元年度志賀町一般会計補正予算(第6号))を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第4号 専決処分の承認について(令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))ないし報告第8号 専決処分の承認について(令和元年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号))を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第9号 専決処分の承認について(志賀町税条例等の一部を改正する条例)ないし報告第13号 専決処分の承認について(志賀町介護

保険条例の一部を改正する条例)を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第39号 令和2年度志賀町一般会計補正予算(第2号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第40号 令和2年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)についてを、採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第41号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案第46号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第2号 石川県における精神障害者の医療費助成についてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願の原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長：起立全員。よって本請願は採択と決しました。

日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

寺井強議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

寺井強議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和2年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時27分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第17号

入札結果報告

(令和2年6月3日10件)

2 議長報告第18号

委員会審査報告について

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員長
- ・予算決算常任委員長

請願審査報告書

- ・教育民生常任委員会長

3 議長報告第19号

閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 中 谷 松 助

志賀町議会議員 福 田 晃 悦